

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部(局)・課 生産振興部 水産課

法令名	遊漁船業の適正化に関する法律			法令の番号	昭和63年12月23日 法律第99号			
許認可等の種類	遊漁船業の登録			根拠条項	第6条			
審査基準	以下の各項に該当する場合は、登録を拒否する。 1 申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載がかけられているとき。 2 以下の各号のいずれかに該当するとき 一 遊漁船業の適正化に関する法律（以下法とする）第十九条第一項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から二年を経過しない者 二 遊漁船業者で法人である者が第十九条第一項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前三十日以内にその遊漁船業者の役員であった者でその処分のあった日から二年を経過しないもの 三 第十九条第一項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者 四 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者 五 この法律、船舶安全法（昭和八年法律第十一号）、船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和三十六年法律第四百四十九号）漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）若しくは水産資源保護法（昭和三十六年法律第三百十三号）又はこれらの法律に基づく命令（漁業法第六十五条第一項又は水産資源保護法第四条第一項の規定に基づく規則を含む）の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けなくなった日から二年を経過しない者 六 遊漁船業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの 七 法人で、その役員のうち第一号から第五号までのいずれかに該当する者があるもの 八 第十二条に規定する遊漁船業務主任者を選任していない者 九 第四条第一項第六号に規定する措置が農林水産省令で定める基準に適合していない者							
	受付機関	水産課	処理機関	水産課	交付機関	水産課	標準処理期間 21日 標準経由期間 日	目次 NO